

医政歯発 1225 第 1 号
令和元年 12 月 25 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所を設置する市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 医務主管部（局）長

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

歯科衛生士が予防処置を行う際の留意事項について

歯科衛生士は、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二〇四号、以下「法」という。）第二条第一項に基づき、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として、歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること並びに歯牙及び口腔に対して薬物を塗布することを業として行うことができることとされています。また、同条第二項に基づき、歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、歯科医師の指示の下に、歯科診療の補助を業として行うことができることとされています。

このため、歯科疾患を有しない者に対して、歯科衛生士が歯面清掃等を予防処置として行う際には、歯科医師の指導の下に行う必要があります。一方、歯科疾患を有する者に対して、当該行為を行う場合は、歯科診療の補助に該当し、歯科医師の指示の下に行う必要があります。

この旨について十分御了知の上、周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願い申し上げます。

医政歯発 1225 第 4 号
令和元年 12 月 25 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所を設置する市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 医務主管部（局） 長

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

いわゆるマウスピース等の取り扱いについて

歯科医療の用に供する補てつ物等については、通常、患者を直接診療している病院又は診療所内において歯科医師又は歯科技工士(以下「有資格者」という。)が作成するか、病院又は診療所の歯科医師から委託を受けた歯科技工所において、歯科医師から交付された指示書に基づき有資格者が作成しているところです。

しかしながら、近年、歯科医師の診療を介さずに特定人に対するカスタムメイドのマウスピース等(以下「マウスピース等」という。)を作成し、提供している事例が散見されています。

マウスピース等の形態が不適切なものであった場合、歯列や咬合等に影響を及ぼすことが想定されることから、マウスピース等を作成し患者に装着する行為は、歯科医師の歯科医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼすおそれのある歯科医行為に該当し、マウスピース等は歯科技工士法第2条第1項に規定する歯科技工により作成されるべきであると考えられますので、周知の徹底を図られるようお願いいたします。